

答 申 書

(答申第26号)

平成26年11月12日

福井市情報公開審査会

答 申

(第26号)

第1 審査会の結論

異議申立人が、福井市情報公開条例（平成8年福井市条例第29号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき行った「福井市国民宿舎鷹巣荘事業計画書（平成17年度～平成24年度）、福井市美山森林温泉みらくる亭事業計画書（平成19年度～平成24年度）」（以下これらを「本件対象公文書1」という。）及び「すかつとランド九頭竜の指定管理期間における年次計画書（平成24年度から平成25年度まで）、年次事業報告書（平成23年度から平成24年度まで）、福井市美山楽く楽く亭の指定管理期間における年次計画書（平成21年度から平成24年度まで）、年次事業報告書（平成20年度から平成24年度まで）、収支報告書の訂正報告書」（以下これらを「本件対象公文書2」という。）の公文書開示請求に対し、福井市長（以下「実施機関」という。）が公文書一部開示決定通知書（平成26年3月20日付け観第719号及び平成26年3月18日付け長福第351号）で行った公文書一部開示決定のうち、「支配人の氏名」に係る部分（以下「本件非開示情報」という。）を非開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が公文書一部開示決定通知書で異議申立人に対して行った公文書一部開示決定のうち、本件対象公文書1及び本件対象公文書2において、実施機関が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定し、その管理を行わせている各施設（福井市国民宿舎鷹巣荘、福井市美山森林温泉みらくる亭、すかつとランド九頭竜及び福井市美山楽く楽く亭。以下「本件各施設」という。）の従業員氏名中の本件非開示情報に係る部分を取り消し、開示するとの決定を求めるといふものである。

2 異議申立理由の要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張する異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 現在の本件各施設の指定管理者において、現場責任者の配置に疑義が持たれる情報が異議申立人に寄せられており、その真偽を確かめたい。
- (2) 本件各施設の指定管理者が提出した事業計画書によると、施設の現場責任者

である支配人の業務は、平常時の管理・運営から、緊急時における防火管理者や自衛消防隊長として施設の管理・安全に至るまで、重要な役割を果たしている。

- (3) 本件各施設は公の施設であり、市民全体の財産である公の施設を管理する責任者の氏名は公表されるべきである。

第3 実施機関の説明の要旨

1 事実関係の経過について

平成26年3月7日に異議申立人が来庁し、公文書開示請求書が提出された。その後、平成26年3月18日付け及び平成26年3月20日付けの公文書一部開示決定に対し、異議申立人から平成26年3月25日に公文書開示異議申立書が提出された。

2 非開示決定の理由

実施機関が、審査会に提出した理由説明書及び審査会での意見陳述において述べている説明は、次のように要約される。

- (1) 本件対象公文書1及び本件対象公文書2中、非開示とした部分については、本件各施設の支配人を含む従業員の氏名が記載されており、当該氏名は、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第7条第2号本文に規定する非開示情報（個人情報）に該当する。
- (2) 条例第7条第2号本文括弧書きでは、同号の個人に関する情報から「法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除くこととなっているが、本件各施設における支配人は、会社と雇用契約を締結し、その契約に基づいて労働に当たる一従業員であり、会社の全部事項証明書には記載されておらず、会社法（平成17年法律第86号）で定める役員には該当しない。
- (3) 本件各施設における支配人とは、単に従業員代表者としての肩書に過ぎず、支配人の氏名を施設内やホームページ、その他の書類等に掲載し、広く周知しているものではないため、条例第7条第2号ただし書アに規定する「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報にも該当しない。
- (4) 以上のとおり判断し、公文書一部開示決定を行った。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立てに係る公文書の内容と異議申立人及び実施機関の主張を

審査した結果、以下のように判断する。

1 審査対象の特定について

実施機関は、本件対象公文書1及び本件対象公文書2に記載された本件非開示情報を含む従業員の氏名に係る情報を、条例第7条第2号に該当するとして非開示とした。

しかし、本件対象公文書1及び本件対象公文書2に記載された本件非開示情報以外の非開示部分（従業員の氏名及び電話番号については条例第7条第2号に該当するとして、本件対象公文書1に押捺された法人の代表取締役の印影については条例第7条第3号に該当するとして、それぞれ非開示とした当該非開示部分）に対する異議申立てはなされていない。

したがって、当審査会は、実施機関が非開示と決定した情報のうち、異議申立人が開示せよと主張する本件非開示情報の非開示妥当性に限って判断するものとする。

2 条例第7条第2号該当性について

(1) まず、本件非開示情報が、条例第7条第2号本文に規定する「個人に関する情報」に該当するかについて検討する。

条例第7条第2号本文は、個人に関する情報が含まれる情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものを非開示情報として規定している。

これを本件非開示情報について検討すると、本件非開示情報は個人の氏名であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報に該当すると認められる。

(2) 次に、本件非開示情報が、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報から除外される「法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」（以下「法人等の役員情報」という。）に該当するかが問題となる。

この点を検討する前提として、「支配人」とはどのような者を指すのか、また、本件各施設における支配人が、法人等の役員情報中の「役員」に該当するかについて検討する。

一般に、「支配人」とは、商人によって特定の営業所における営業のために選任され、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する商業使用人を指し（会社法第11条第1項）、支配人であるかどうかは、その名

称いかんを問わず、その実質つまり営業主の営業全般にわたる包括的な代理権を持つかどうかによって決定されるとされている。

今回、開示請求の対象となった本件各施設の支配人についても、上記の意味での支配人として位置付けられているかどうかは、その実質つまり営業主から営業全般にわたる包括的な代理権を付与されているかどうかによって判断すべきであると考ええる。

この点について、実施機関の意見陳述等によれば、本件各施設における支配人は、会社と雇用契約を締結して労働に当たる一従業員であり、例えば当該支配人の氏名が契約書等の業務文書において、当該施設を代表する者として記載される等、上記の意味での支配人の権限を有していると言える実態も確認されなかったことからすれば、上記の意味での支配人には該当しないものと考えるのが相当である。

次に、本来ならば、法人等の役員情報中の「役員」に上記の意味での支配人が含まれるかどうか検討することになるが、本件各施設における支配人が上記の意味での支配人に該当しないとすれば、その検討を待つまでもなく、本件非開示情報は、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報から除外される法人等の役員情報には該当しないものと判断する。

(3) 次に、本件非開示情報が、条例第7条第2号ただし書の規定に該当するかについて判断する。

条例第7条第2号ただし書は、「ア 法令等の規定により、又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」又は「ウ 当該個人が公務員等…（略）…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

これを本件非開示情報について検討すると、まず、条例第7条第2号ただし書イ及びウについては、該当しないことが明らかである。

次に、条例第7条第2号ただし書アについて検討する。本件非開示情報は、(2)で述べたとおり法令上の支配人には該当せず、実際、会社の全部事項証明書にも記載されていないことから、法令等の規定により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えない。

また、「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠は要せず、事実上

の慣習があれば足りるところ、本件の場合、本件各施設内の掲示板やホームページの会社概要等で支配人の氏名を公表しているという状況は認められないことから、事実上の慣習があると見受けられない以上、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えない。

よって、本件非開示情報は、条例第7条第2号ただし書アに該当しないものと判断する。

なお、異議申立人は、本件各施設の利用者が、支配人の氏名を電話や訪問等で当該施設に尋ねれば、通常は教えてくれる内容であるため、秘匿される情報ではない旨主張する。

しかし、「尋ねれば教えてくれる」という行為は、あくまで個人情報を保有している者（尋ねられた本人又は当該個人情報を知っている者。以下「本人等」という。）が、尋ねた者に対して行う任意の情報提供に過ぎず、そのことが直ちに、本人の個人情報を保有している実施機関が、当該情報を含む公文書開示請求に対して広く公開してもよいことになるものとされるものではないと考える。

すなわち、実施機関は本人等以外の第三者であり、その保有する本人の個人情報の開示又は非開示については、本人の権利侵害が生じないように慎重かつ適正な取扱いをすべきことが条例において定められているものであり、本人等による任意の個人情報の提供と、実施機関が公文書開示請求に対して広く情報の公開を行うこととは関連付けて考えるべきものではなく、別の問題として捉えなければならないものである。

(4) したがって、本件非開示情報は、条例第7条第2号に規定する非開示情報に該当すると判断する。

3 結論

以上のことから、本件非開示情報を非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

よって、当審査会は、頭書のごとく結論する。

4 付言

結論において、実施機関の公文書開示に係る判断に誤りはないと言える。しかし、本件各施設は「公の施設」である以上、指定管理者が管理を行う場合であっても、市が直接管理を行う場合と同程度の情報提供はなされるべきであると考えられる。少なくとも、指定管理者募集の際の業務仕様書において、当該施設の責任者として支配人の配置を義務付けるのであれば、当該施設の責任者である支配人の

情報をどのように扱うのか、事前に決定しておくべきであったと言える。

実施機関は、本件を審査中の平成26年7月に、「指定管理者制度運用ガイドライン」を改訂し、指定管理者制度の運用を改めたところであるが、これに満足することなく、指定管理者選定における市民への情報提供のあり方や、指定管理者に対する市の管理のあり方等、今後もさらなる検討に努めることを、当審査会として希望する。

平成26年11月12日

福井市情報公開審査会

会長 海道宏実

【 審 査 会 の 経 過 】

年月日	審査の経過
平成 26 年 4 月 25 日	諮問書受理（実施機関 福井市長）
平成 26 年 6 月 2 日	審議
平成 26 年 7 月 15 日	審議
平成 26 年 8 月 12 日	審議（異議申立人及び実施機関意見陳述）
平成 26 年 11 月 12 日	答申

【福井市情報公開審査会委員】

氏 名	備 考
池 田 岳 史	
海 道 宏 実	会長
氣 谷 和 彦	
野 村 知 恵 子	
村 上 千 夏 子	会長職務代理者

（氏名は 50 音順）